

平成 26 年度における補てん金支払等の手続について

生産者の方々の要望を受けて、平成 25 年度から希望者に対して、従来のスケジュールと比べて最大で約 1 か月、補てん金の支払を早期化しております。

1 早期補てんの手続

1 生産者

- (1) 早期補てんの手続を年度当初に選択（希望者のみ）
（※一括補てん（従来方式）の手続きも併存）
- (2) 販売報告（四半期の最終月分）の早期提出
（従来 翌月 20 日 → 翌月 10 日）
- (3) 生産者負担金の納付
（従来 請求後約 3 週間後の期限 → 約 2 週間後の期限）
- (4) 交付申請書の提出
（従来 1 回 → 見込単価による支払及び確定単価との差額の支払の 2 回）

2 機構

- (1) 補てん金単価については、過払を避けるため、枝肉価格の推計値に +5 円/kg の余裕を見込んだ見込単価により概算払（最大 1 か月早期化）
- (2) 補てん金単価の確定後、見込単価と確定単価の差額を支払
（一括補てん（従来方式）と同時期）

3 その他負担金の拠出者（県等）

- その他負担金の納付
（従来 請求後約 3 週間後の期限 → 約 2 週間後の期限）

◎生産者への早期補てんのため、事務委託先におかれても事務手続の早期化にご協力ください。

【早期補てんを希望される方】

手 続		留意事項
1 ◎生産者	26年度の事業開始の際に提出いただく事業要件・事業対象頭数確認書（資料5-1参照）において「早期補てん」を選択	<ul style="list-style-type: none"> ・期中での変更はできません。 ・選択しても、①書類の提出や生産者負担金（その他負担金含む）納付の期限を遅延した場合、②見込単価水準が低い場合、③基金の財源が十分でない場合等は、早期補てんができないことがあります（その場合、一括補てん（従来方式）のスケジュールで支払）。
2 機構	四半期の翌月の初旬に見込の単価を公表	<ul style="list-style-type: none"> ・補てん金の過払を避けるため、枝肉価格の推計値に+5円/kg余裕を見込んで設定。 ・補てん金単価（確定）を公表後（一括補てんのスケジュールと同時期）に、見込の単価と確定単価との差額を支払います。
3 ◎生産者	四半期の最終月の販売報告を翌月10日（休日の場合はその前日）までに機構へ提出	
4 機構	販売報告の提出期限から約1週間後に生産者負担金納付依頼書及び見込単価による支払に係る交付申請書の送付	
5 ◎生産者	納付及び見込単価による支払に係る交付申請書の提出（月末期限）	<ul style="list-style-type: none"> ・早期補てんを希望する方は、口座引落は使用できませんので、振込をしてください。（手数料は各自負担） ・交付申請書については、原本の後日提出を条件にFAX送信も可能。原本は販売報告等の郵送時に同封可。 ・早期補てんを行うには、その他負担金の納付も必要です。
6 機構	見込単価による補てん金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金納付及び交付申請書の提出を期限より1週間前倒しで行った生産者については、月末に補てん金を交付。 ・納付及び提出期限で納付・提出した生産者については、期限から約1週間後に補てん金を交付。 ・補てん金が入金される時間については当機構ではわかりかねます。（以下の入金についても同様。）
7 機構	四半期の翌々月初に補てん金単価（確定）を公表	
8 機構	差額分に係る交付申請書の送付	
9 ◎生産者	月末から1週間前までに差額分に係る交付申請書を提出	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書については、原本の後日提出を条件にFAX送信も可能。原本は2回分をまとめて販売報告等の郵送時に同封可。
10 機構	差額分の補てん金を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・見込の単価と確定単価との差額を支払

【一括補てん(従来方式)を希望される方】

手 続	留意事項
1 ◎生産者	<p>・26年度の事業開始の際に提出いただく事業要件・事業対象頭数確認書（資料-1参照）において「一括補てん（従来方式）」を選択</p> <p>5 ・期中での変更はできません。</p>
2 ◎生産者	<p>四半期の最終月の販売報告を翌月20日（休日の場合はその前日）までに機構へ提出</p>
3 ◎生産者	<p>四半期の翌々月初に補てん金単価を公表</p>
4 機構	<p>納付依頼書及び交付申請書の送付</p>
5 ◎生産者	<p>納付及び交付申請書の提出（四半期の翌々月末が期限）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座引落が使用できません。ただし、月末の交付に対応できない場合があります。 ・口座引落はやむを得ない事情で使用できない場合があります。
6 機構	<p>補てん金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月末期限より1週間前倒しで納付及び交付申請書の提出があった生産者については月内に交付 ・提出期限に対応した交付はその翌月初（期限の約1週間後）に実施

2 補てん金支払の流れ(平成26年度第1四半期で補てん金発動した場合の例)

「早期補てん」(希望者)

「一括補てん(従来方式)」

機構	7月初旬	補てん金見込単価公表		
◎生産者	7/10(木)まで	販売報告申出書提出		
機構	7/17(木)頃	負担金請求 (その他負担金含む)		
◎生産者	7月中旬 ~月末	負担金納付 (期限7/31) ^{※1} + 交付申請書提出	7/18(金)まで	販売報告申出書提出
	原本の後日提出を条件にFAX送信も可能			
機構	7月末 ~8月初	見込単価による支払 ^{※1}	8月初旬	負担金請求 (その他負担金含む)
機構	8月初	補てん金単価(確定)公表		
◎生産者	8月下旬まで	見込単価と確定単価の 差額分に係る交付申請書提出	8月上旬 ~8月末	負担金納付 (期限8/29) ^{※2} + 交付申請書提出
機構	8月末	見込単価と確定単価の 差額分に係る支払	8月末以降 順次	補てん金支払 ^{※2}

※1 月内交付を希望する者が、7月24日(木)までに必要な手続き(生産者負担金及びその他負担金の納付、交付申請書の受理)が完了した場合、見込み単価による補てん金の交付は7月31日(木)に支払う。

※2 月内交付を希望する者が、8月22日(金)までに必要な手続き(※1と同)が完了した場合、補てん金の交付は8月29日(金)に支払う。

「初旬」「下旬」の言葉の使いわけはない、同じ意味

3 その他負担金について

(1) 平成 26 年度の拋出等

- ア 平成 25 年度のその他負担金拋出者が平成 26 年度も拋出する場合は、前年度同様、平成 26 年度のその他負担金（県補助金等）の単価、対象者、対象頭数等について 6 月末までに機構へ通知書を提出するよう周知してください。
- イ 周知団体は、新たにその他負担金を拋出する者がいる場合は、拋出の意向を機構あて連絡するよう周知してください。
- ウ 機構は、必要に応じてその他負担金の拋出者に対し、早期補てんに係る対応のための手続等を踏まえて、交付申請や契約の締結を実施します。
- エ その他負担金は、四半期毎に生産者負担金の納付期限（または、補てん金交付スケジュールに対応した期限）までの納付が必要です。
- オ その他負担金は 1 年分一括で納付することも可能です（早期補てんの月末支払に対応するためには、その支払の 1 週間前が納付期限）。辞退者があった場合は各四半期終了後に、辞退者分を返還します。
- カ 年度途中での負担金単価の変更は原則できません。予算措置等、やむを得ない場合はご相談ください。

(2) 早期補てんに係る事項

- ア その他負担金の請求から納付までは約 2 週間です。
- イ その他負担金補助対象者が早期補てんと一括補てんに分かれる場合は、頭数の確定時期に応じてそれぞれ納付することとなります。
- ウ 2 週間での支払に対応できない場合、1 年分を前納する事例もあります。
- エ 機構の請求、受入方法等について要望があればご相談ください。

(3) その他負担金の納付期限

(平成 26 年度第 1 四半期で補てん金発動した場合)

補てん金	早期補てん	一括補てん
支払日	8/7 (7/31)	9/5 (8/29)
納付期限	<u>7/31 (7/24)</u>	<u>8/29 (8/22)</u>

※ () は、生産者が月内交付を希望した場合の、期限及び支払日。ただし、納付期限より前に必要な手続がすべて完了する必要がある。

4 平成26年度事業の年間スケジュール

時期		早期補てん	一括補てん(従来方式)		
第1 四半期	4月	上旬			
		中旬			
		下旬			
	5月	上旬		↑	
		中旬			
		下旬	事業参加要件・事業対象頭数確認書の提出(締切5/30)		
	6月	上旬			
		中旬	4、5月分販売確認申出書の提出(締切6/20)		
		下旬	平成25年度分事業実績報告書の提出		
第2 四半期	7月	上旬	6月分販売確認申出書の提出(締切7/10)		
		中旬	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	↑	
		下旬	第1四半期分補てん金受領(見込単価による支払)		
	8月	上旬			
		中旬	第1四半期分見込と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第1四半期分生産者負担金の納付 第1四半期分交付申請書の提出	
		下旬	7月分販売確認申出書の提出(締切8/20)		
	9月	上旬		第1四半期分補てん金受領(差額分の支払)	第1四半期分補てん金受領
		中旬	8月分販売確認申出書の提出(締切9/19)		↑
		下旬			↓
	第3 四半期	10月	上旬	9月分販売確認申出書の提出(締切10/10)	
			中旬	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出	↑
			下旬	第2四半期分補てん金受領(見込単価による支払)	
11月		上旬			
		中旬	第2四半期分見込と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出	第2四半期分生産者負担金の納付 第2四半期分交付申請書の提出	
		下旬	10月分販売確認申出書の提出(締切11/20)		
12月		上旬		第2四半期分補てん金受領(差額分の支払)	第2四半期分補てん金受領
		中旬	11月分販売確認申出書の提出(締切12/19)		↑
		下旬			↓

時期		早期補てん	一括補てん(従来方式)
第4 四半 期	1月	上旬	12月分販売確認申出書の提出(締切1/9)
		中旬	第3四半期分生産者負担金の納付 第3四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出
		下旬	第3四半期分補てん金受領(見込単価による支払)
	2月	上旬	
		中旬	第3四半期分見込と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出
		下旬	第3四半期分補てん金受領(差額分の支払)
	3月	上旬	
		中旬	1月分販売確認申出書の提出(締切2/20)
		下旬	
H 2 7 年度 第1 四半 期	4月	上旬	3月分販売確認申出書の提出(締切4/10)
		中旬	第4四半期分生産者負担金の納付 第4四半期分見込単価による支払に係る交付申請書の提出
		下旬	第4四半期分補てん金受領(見込単価による支払)
	5月	上旬	
		中旬	第4四半期分見込と確定単価の差額分に係る交付申請書の提出
		下旬	第4四半期分補てん金受領(差額分の支払)
	6月	上旬	
		中旬	
		下旬	平成26年度分事業実績報告書の提出

注:各四半期で補てん金の発動があった場合の想定に基づくものであり、実際はこれと異なる場合があります。